

## 第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

## 第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、調理ができないことから非常食を食べることになるため、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や携帯トイレ、簡易トイレ等、平時とは異なるごみが発生します。

既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣の市町や一部事務組合に要請することになるため、まずはその量を把握することが必要になります。そのため、避難者数や発生原単位等から避難所ごみの発生量を推計します（巻末資料参照）。

### ◀ 図表 29 避難所で発生する廃棄物の例 ▶

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	悪臭やハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
ダンボール	食料・飲料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。 ※ただし、汚れがひどいものは可燃ごみ
ビニール袋、プラスチック類	食料・飲料の容器包装等	可燃ごみとして排出する（当市の分別による）。
ペットボトル	飲料の容器包装等	分別して保管する。 ※ただし、断水時はペットボトルを洗浄できず、収集しても再生不適となる可能性があることから、可燃ごみとしての排出もやむを得ないものとする。
缶類	食料・水の容器包装等	分別して保管する。 ※断水時は洗浄できないことから、できる限り密封する。
携帯トイレ・簡易トイレ、生理用品、ストマなど	携帯トイレ・簡易トイレ	感染や臭気、排出者の心情に可能な限りに配慮し、密閉等の対応を検討する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	自己治療等の医療行為 簡易的な手当て	インスリン自己注射等で排出された注射針等は、本市が処理すべき廃棄物として保管のための専用容器を安全な場所に設置し、管理する。

出典：「災害廃棄物対策指針」を基に一部加筆・修正

## 第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理

### (1) 災害時

#### 【避難所の開設状況の確認】

- 廃棄物部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所のごみ置場の設置場所を確認します。

#### 【収集運搬体制の構築】

- 廃棄物部局は、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確立します。
- 直営車両及び平時の収集運搬委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県や D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡することとします。

#### 【作業計画の策定】

- 避難所ごみの発生量を推計し、推計発生量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、作業計画を策定します。収集の際は、生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行います。作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定します。
- 本市は面積が広範であるため、大規模災害が発生した場合も、地区によって被害の規模が異なる可能性があります。被災が甚大な地区も含め、市内全域の通常のごみの収集を維持できるか確認するとともに、状況によっては、被害が軽微な地区の通常のごみの収集を一時的に制限することも検討します。

#### 【市民への周知及び広報】

- 収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について、市民や避難者へ周知及び広報を行います。
- 避難所ごみは、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定します。
- 市民や避難者への周知・広報の方法は、避難所でのチラシの配布・貼紙、広報誌・ホームページ、ごみ分別アプリ、メール送信サービス、各種SNS、マスコミの利用、自治会へ周知する等の方法により行います。

#### 【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- 生活ごみ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず、平時と同じ施設で処理します。
- 一般廃棄物処理施設が操業再開できず、処理不能な場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。
- 事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して焼却施設へ搬入することとしますが、腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合又は廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助対象となった事業者の事業場で、災害に伴い発生したもの等については、本市による収集も検討します。

#### (2) 平時

- 生活環境の保全及び公衆衛生の確保を最優先とする、ごみの種類に応じた収集や処理の優先順位を検討します。  
例) 資源の収集を一時中止し、他の品目の収集に限定するなど。
- 避難所の数及び場所を把握しておきます。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておきます。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておきます。また、災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻りに連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。

◀ 図表 30 本市の収集運搬車両の台数 ▶

車両		使用燃料	市直営	委託
パッカー車 (回転式)	台数(台)	軽油	0	79
	容量(トン)		0	225.7
車両		使用燃料	市直営	委託
平ボディ車 (1トン以上)	台数(台)	軽油及びガソリン	2	33
	容量(トン)		3	87.2

出典：本市独自資料（一般廃棄物処理業許可業者データベース）より抽出、集計した。

◀ 図表 31 関係者の連絡先 ▶

項目	名称	部局名	連絡先	備考
県内連携	栃木県	環境森林部廃棄物 対策課	028- 623-3098	災害等廃棄物対策チーム
県内連携	那須地区広域行政 事務組合	事業課	0287- 65-3611	業務係
収集運搬	那須塩原市一般廃 棄物処理協同組合		0287- 65-0863	